

小田原市立病院管理規則の一部改正素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市立病院管理規則の一部改正
政策等の案の公表日	平成28年8月5日（金）
意見提出期間	平成28年8月5日（金）から平成28年9月5日（月）
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	16件（2人）
インターネット	2人
FAX	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市立病院の考え方は、次のとおりです。

【総括表】

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	10件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他（質問など）	5件

【具体的な内容】

(1) 第3条関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	第3条において、診療時間は午後5時までとあるが、ホームページには午後4時45分とある。規則が変更になった際には表記を改めて欲しい。	A	今回の規則改正に係る一連の手続きが終了次第、ホームページも修正します。

(2) 第5条関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	第5条において、手術、検査等とあるが、第2条内に検査が列記されておらず、検査については病院の行う診療ではないと読み取れるがどうか。	B	「診察」とは、「医師が患者の体を調べて、病状・病因などを探ること」とされています。検査は医師の指示により行われる行為であるため、この診察に含まれるものとして整理しています。

(3) 第6条関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	第6条の変更点である「承諾」と「許可」の事務的な違いは何なのか。	D	「許可」とは、一般に禁止されている行為を、特定の人に法律の範囲で許すこと、「承諾」とは、願いや要求を聞き入れること、引き受けることとされています。 入院するにあたっては、外来診療時に入院加療の必要が認められた場合や他院から搬送されてきた場合など、既に入院に向けた調整が進められていることから、入院という契約の申込みに対する意思表示として「承諾」に字句修正したものです。
2	第6条では病院に入院しようとする者が入院申込書兼誓約書及び保証書を提出することになっているが、保証書は保証人が提出するのではなく入院しようとする者が提出して問題無いのですか？	D	保証書にあたる部分については、連帯保証人が自署捺印したものであれば、入院しようとする者が提出しても問題ないと考えますが、連帯保証人の責務が明確になるよう、「私こと連帯保証人は、入院申込書(兼誓約書及び保証書)の事項につき、患者又はその親族等と連帯してその責めに任じます。」及び連帯保証人が記載した年月日を記載する欄を新様式第3号に追記しました。

(3) 第6条関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
3	第6条本文では病院に入院するためには様式第3号を提出し、承諾を得なければならないとあり、「提出→承諾→入院」の流れとなることが書かれている。そして、第6条但し書きでは、緊急の入院を必要とする場合は、入院後に様式第3号を提出しなければならないとある。これは、緊急の入院の際には本来の手続の流れである「提出→承諾→入院」を「緊急の入院→提出→承諾」にすることができるようにするために設けたと思われませんが、緊急の入院の際には、病院長の承諾が不要である旨の記載がないため、緊急の入院であっても本文の「提出→承諾→入院」の流れが必要に読めてしまう。	D	緊急入院時の流れについては、様式第3号の提出時期を特例として「入院後速やかに」としていますが、「承諾」は通常どおり、入院前に行われるものとして整理していません。

(4) 第9条関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	第9条において、「様式第4号」と「様式第5号」となるべきところが、「様式第5号」と「様式第6号」のままとなっているので修正されたい。	A	ご指摘を踏まえ、修正しました。

(5) 第10条関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	第10条において、第4条に規定する申込者が規定されていないのはなぜか。	A	ご指摘いただいた内容を検討し、第4条に規定する申込者も追加しました。

(6) 様式第1号関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	新様式第1号は「電話」、新様式第3号は「電話番号」となっており、統一させた方がよい。	A	ご指摘を踏まえ、「電話」に統一し、修正しました。
2	新様式第1号の患者連絡欄は何を記載する欄なのでしょうか。	D	患者連絡欄については、申込書記載時に病院から患者さんにお知らせしておきたい事項を記載する欄として設けました。

(6) 様式第1号関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
3	様式第1号において、診察がゴシック体、申込書が明朝体で統一が取れていない。診察に下線あり、申込書に下線がなく統一が取れていない。診療科は選択肢を示し、丸印をつけさせるべき。性別は、男女として丸印をつけさせるべき。生年月日も元号で書いてほしいのなら昭和・平成などを入れるべき。また、月日を入れるべき。患者連絡欄は何に記入すればよいのか分からない。下線がある理由も不明。処理欄は、患者が記入する欄と明確に区別すべき。	D	今回お示しした資料の体裁については、見る方に改正部分等を明示するためにフォントの変更や太字化といった処理を行っているものです。 また、患者連絡欄については、申込書記載時に病院から患者さんにお知らせしておきたい事項を記載する欄として設けました。 なお、今回お示ししている様式は、基本的なフォーマットをお示ししており、実際に使用する様式の記載欄とは異なります。

(7) 様式第3号関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	新様式第3号は、第10条において、世帯主による申請も許されているが、世帯主を記載する欄が無いため、追加した方がよい。	A	ご指摘いただいた内容を検討し、第10条に規定する診療や入院の申込み、手術等の同意又は減免の申請は、原則患者本人が行うものとし、患者本人が未成年者又は意識障害等により申込み、同意又は申請できない場合に限り、親族その他の関係者(親族等)ができるものと修正しました。
2	新様式第3号の「入院に際しては、下記事項を遵守することを連帯保証人と連署の上、お約束します。」は下で「お支払い」や「お申し立て」などとしていないため、「入院に際しては、下記事項を遵守することを連帯保証人と連署の上、約束します。」のほうがよい。	A	ご指摘を踏まえ、修正しました。
3	新様式第3号の「*患者本人が未成年又は意識障害等により、保護者等が申込する場合」は申込書上部で「本書のとおり貴院への入院を申し込みます。」としているため、「*患者本人が未成年又は意識障害等により、保護者等が申し込みする場合」のほうがよい。	A	ご指摘を踏まえ、修正しました。
4	新様式第3号の「入院に際して、貴重品は持ち込みません。持ち込んだ場合は、自己の責任において管理し、貴院に責任を求めません。」は、前段で持ち込まないことを誓約しているのに、後段でいきなりその誓約を破っている。「入院中の貴重品については自己の責任において管理し、貴院に責任を求めません。」のような表示の方がよいので	A	ご指摘を踏まえ、規定の趣旨が正しく伝わるよう、「持ち込んだ場合は」を「持ち込んだ物品は」に修正しました。

(7) 様式第3号関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
5	<p>様式第3号について、「入院に際して、貴重品は持ち込みません」とあるのに、「持ち込んだ場合は、自己の責任において管理し」とあるのは矛盾している。</p> <p>冒頭には連署とあるのに、下の記入欄には押印を求めている。署名だけで十分で、印鑑はいらないはず。</p> <p>生年月日欄は前項と同じ。</p> <p>患者住所欄は狭すぎる。</p> <p>過去3カ月以内の入院歴の病院名と退院年月日の記入欄が狭すぎる。</p> <p>連帯保証人に記載欄に勤務先があるが、無職の人はなれないのか。</p>	A	<p>ご指摘を踏まえ、規定の趣旨が正しく伝わるよう、「持ち込んだ場合は」を「持ち込んだ物品は」に修正しました。</p> <p>また、当該様式は保証書も兼ねており、連帯保証人を記載することとなっているため、署名だけでなく押印も必要と考えます。</p> <p>加えて、連帯保証人の条件を様式中に追記するとともに、連帯保証人の責務が明確となるよう、「私こと連帯保証人は、入院申込書(兼誓約書及び保証書)の事項につき、患者又はその親族等と連帯してその責めに任じます。」及び連帯保証人が記載した年月日を記載する欄を新様式第3号中に追記しました。</p> <p>なお、連帯保証人は、患者又はその親族等と別世帯であって支払能力のある者であれば、無職の人であっても問題ないと考えます。</p>

(8) 様式第4号関係

	意見の内容(要旨)	区分	市立病院の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	<p>様式第4号では連帯保証人となりえる条件(別世帯・市内居住者)が記載されているが、新様式3号では記載されていないので不親切に感じる、条件を記載しては?</p>	A	<p>ご指摘を踏まえ連帯保証人の条件を追記するとともに、連帯保証人の責務が明確となるよう、「私こと連帯保証人は、入院申込書(兼誓約書及び保証書)の事項につき、患者又はその親族等と連帯してその責めに任じます。」及び連帯保証人が記載した年月日を記載する欄を新様式第3号中に追記しました。</p>